

令和 8 年 9 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	ページ
議案第 80号	令和7年度北九州市一般会計決算について	… 1
議案第 81号	令和7年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	… 2
議案第 82号	令和7年度北九州市食肉センター特別会計決算について	… 3
議案第 83号	令和7年度北九州市卸売市場特別会計決算について	… 4
議案第 84号	令和7年度北九州市渡船特別会計決算について	… 5
議案第 85号	令和7年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	… 6
議案第 86号	令和7年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	… 7
議案第 87号	令和7年度北九州市港湾整備特別会計決算について	… 8
議案第 88号	令和7年度北九州市公債償還特別会計決算について	… 9
議案第 89号	令和7年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	… 10
議案第 90号	令和7年度北九州市土地取得特別会計決算について	… 11
議案第 91号	令和7年度北九州市駐車場特別会計決算について	… 12
議案第 92号	令和7年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	… 13
議案第 93号	令和7年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	… 14
議案第 94号	令和7年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	… 15
議案第 95号	令和7年度北九州市介護保険特別会計決算について	… 16
議案第 96号	令和7年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	… 17
議案第 97号	令和7年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	… 18
議案第 98号	令和7年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	… 19
議案第 99号	令和7年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	… 20

議案第１００号	令和７年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について	…	２１
議案第１０１号	令和７年度北九州市上水道事業会計決算について	…	２２
議案第１０２号	令和７年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	…	２３
議案第１０３号	令和７年度北九州市交通事業会計決算について	…	２４
議案第１０４号	令和７年度北九州市病院事業会計決算について	…	２５
議案第１０５号	令和７年度北九州市下水道事業会計決算について	…	２６
議案第１０６号	令和７年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算について	…	２７
議案第１０７号	北九州市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について	…	２８
議案第１０８号	北九州市手数料条例の一部改正について	…	３１
議案第１０９号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	…	３４
議案第１１０号	北九州市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例について	…	４７
議案第１１１号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	…	５０
議案第１１２号	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	…	５３
議案第１１３号	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	…	７７
議案第１１４号	高規格救急自動車の取得について	…	８０
議案第１１５号	普通消防ポンプ自動車（非常備用）の取得について	…	８２
議案第１１６号	自然史・歴史博物館熱源改修工事請負契約の一部変更について	…	８３
議案第１１７号	門司港地域複合公共施設新築工事請負契約の一部変更について	…	８５
議案第１１８号	門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約の一部変更について	…	８６
議案第１１９号	門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約の一部変更について	…	８７

議案第 1 2 0 号	町の区域の変更について	…	8 8
議案第 1 2 1 号	町の区域の変更について	…	9 1
議案第 1 2 2 号	永黒団地第 1 工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約の一部変更について	…	9 3
議案第 1 2 3 号	土地の取得について	…	9 5
議案第 1 2 4 号	令和 8 年度北九州市一般会計補正予算について	}	別冊
議案第 1 2 5 号	令和 8 年度北九州市食肉センター特別会計補正予算について		
議案第 1 2 6 号	令和 8 年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について		
議案第 1 2 7 号	令和 8 年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について		
議案第 1 2 8 号	令和 8 年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について		
議案第 1 2 9 号	令和 8 年度北九州市介護保険特別会計補正予算について		
議案第 1 3 0 号	令和 8 年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計補正予算について		
議案第 1 3 1 号	令和 8 年度北九州市下水道事業会計補正予算について	}	

議案第 80 号

令和 7 年度北九州市一般会計決算について

令和 7 年度北九州市一般会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市一般会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市一般会計決算

別冊のとおり

議案第 8 1 号

令和 7 年度北九州市国民健康保険特別会計決算について

令和 7 年度北九州市国民健康保険特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市国民健康保険特別会計決算
別冊のとおり

議案第 8 2 号

令和 7 年度北九州市食肉センター特別会計決算について

令和 7 年度北九州市食肉センター特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市食肉センター特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市食肉センター特別会計決算
別冊のとおり

議案第 83 号

令和 7 年度北九州市卸売市場特別会計決算について

令和 7 年度北九州市卸売市場特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市卸売市場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市卸売市場特別会計決算

別冊のとおり

議案第 8 4 号

令和 7 年度北九州市渡船特別会計決算について

令和 7 年度北九州市渡船特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市渡船特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市渡船特別会計決算

別冊のとおり

議案第 85 号

令和 7 年度北九州市土地区画整理特別会計決算について

令和 7 年度北九州市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市土地区画整理特別会計決算
別冊のとおり

議案第 86 号

令和 7 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について

令和 7 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算
別冊のとおり

議案第 87 号

令和 7 年度北九州市港湾整備特別会計決算について

令和 7 年度北九州市港湾整備特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市港湾整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市港湾整備特別会計決算

別冊のとおり

議案第 88 号

令和 7 年度北九州市公債償還特別会計決算について

令和 7 年度北九州市公債償還特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市公債償還特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市公債償還特別会計決算

別冊のとおり

議案第 89 号

令和 7 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について

令和 7 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算
別冊のとおり

議案第 90 号

令和 7 年度北九州市土地取得特別会計決算について

令和 7 年度北九州市土地取得特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市土地取得特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市土地取得特別会計決算

別冊のとおり

議案第 9 1 号

令和 7 年度北九州市駐車場特別会計決算について

令和 7 年度北九州市駐車場特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市駐車場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市駐車場特別会計決算

別冊のとおり

議案第 9 2 号

令和 7 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について

令和 7 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算
別冊のとおり

議案第 93 号

令和 7 年度北九州市産業用地整備特別会計決算について

令和 7 年度北九州市産業用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市産業用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市産業用地整備特別会計決算
別冊のとおり

議案第 9 4 号

令和 7 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について

令和 7 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算
別冊のとおり

議案第 95 号

令和 7 年度北九州市介護保険特別会計決算について

令和 7 年度北九州市介護保険特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市介護保険特別会計決算

別冊のとおり

議案第 96 号

令和 7 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について

令和 7 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算
別冊のとおり

議案第 97 号

令和 7 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について

令和 7 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算
別冊のとおり

議案第 98 号

令和 7 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について

令和 7 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算
別冊のとおり

議案第 99 号

令和 7 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について

令和 7 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 0 0 号

令和 7 年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算に
ついて

令和 7 年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について次の
とおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度北九州市市
立病院機構病院事業債管理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に
付する。

記

令和 7 年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 0 1 号

令和 7 年度北九州市上水道事業会計決算について

令和 7 年度北九州市上水道事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度北九州市
上水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市上水道事業会計決算

別冊のとおり

議案第 102 号

令和 7 年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和 7 年度北九州市工業用水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 令和 7 年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定によりこの案を提出し、及び同法第 30 条第 4 項の規定により令和 7 年度北九州市工業用水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市工業用水道事業会計決算
別冊のとおり

議案第 103 号

令和 7 年度北九州市交通事業会計決算について

令和 7 年度北九州市交通事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度北九州市
交通事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市交通事業会計決算

別冊のとおり

議案第 104 号

令和 7 年度北九州市病院事業会計決算について

令和 7 年度北九州市病院事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度北九州市
病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市病院事業会計決算

別冊のとおり

議案第 105 号

令和 7 年度北九州市下水道事業会計決算について

令和 7 年度北九州市下水道事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度北九州市
下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市下水道事業会計決算

別冊のとおり

議案第 106 号

令和 7 年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算
について

令和 7 年度北九州市公営競技事業会計について、次のとおり利益を処分し、
及び決算を認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 令和 7 年度北九州市公営競技事業会計に係る利益を処分するに当た
り地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定によりこの案を提出し、及び同法第
30 条第 4 項の規定により令和 7 年度北九州市公営競技事業会計決算を監査
委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和 7 年度北九州市公営競技事業会計決算
別冊のとおり

議案第 107 号

北九州市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

北九州市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市認可地縁団体印鑑条例（平成 7 年北九州市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
(代理人による申請) 第11条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第7号の代理人を置いている認可地縁団体にあっては、第3条、第7条又は第9条第2項の規定による申請は、当該代理人が、規則で定めるところにより行うことができる。</u>	(代理人による申請) 第11条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号トの代理人を置いている認可地縁団体にあっては、第3条、第7条又は第9条第2項の規定による申請は、当該代理人が、規則で定めるところにより行うことができる。</u>

議案第 108 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 高圧ガス保安法の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるの
で、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成１２年北九州市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１４０号の３３中「第３９条の２２第１項」を「第３９条の１１第１項」に改める。

付 則

この条例は、令和８年１２月２１日から施行する。

新					旧				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考		手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	
略					略				
(140)の33	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項に規定する同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の11第1項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額			(140)の33	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項に規定する同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の2第1項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額		
略					略				

議案第 109 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、児童福祉施設の設置者に児童対象性暴力等の防止等のための措置を講ずることを義務付ける等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）及び児童家庭支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴

力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第6条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第7条第1項及び同条第3項の表の備考第1項中「指導保育教諭」の次に「主務保育教諭」を加え、同条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「主務養護教諭」を加える。

第14条後段並びに第15条第1項の表の第6条第1項の項及び同条第2項後段中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

（北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第4条 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項後段中「35人」を「30人」に改める。

第11条に次の1項を加える。

15 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に

規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年北九州市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第2条中北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第2項、第7条第1項、同条第3項の表及び同条第5項第2号、第14条並びに第15条第1項の表及び同条第2項の改正規定並びに第4条中北九州市認定こども園の認定要件に関する条例第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第4条の規定による改正後の北九州市認定こども園の認定要件に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

新	旧
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条の2 <u>児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）及び児童家庭支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第4条の3 <u>幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(学級の編制の基準)</u> 第6条 略 2 1学級の園児数は、<u>30人以下</u>を原則とする。 3 略 <u>(職員の数等)</u> 第7条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭又は保育教諭</u>（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2 略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児につい	<u>(学級の編制の基準)</u> 第6条 略 2 1学級の園児数は、<u>35人以下</u>を原則とする。 3 略 <u>(職員の数等)</u> 第7条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2 略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児につい

新	旧												
ては、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 <table border="1" data-bbox="379 1160 1098 2078"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 1160 435 2078">園児の区分</th><th data-bbox="435 1160 491 2078">員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1160 547 2078">備考</td><td data-bbox="547 1160 603 2078">略</td></tr> <tr> <td data-bbox="603 1160 1098 2078"> 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第3項の保育士登録及び福岡県の区域に係る児童福祉法第18条の28第2項の地域限定保育士登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 </td><td data-bbox="1098 1160 1153 2078">2～4 略</td></tr> </tbody> </table> 4 略 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 い。 (1) 略 (2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭	園児の区分	員数	備考	略	1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第3項の保育士登録及び福岡県の区域に係る児童福祉法第18条の28第2項の地域限定保育士登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	2～4 略	ては、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。 <table border="1" data-bbox="379 152 1098 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 152 435 1070">園児の区分</th><th data-bbox="435 152 491 1070">員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 152 547 1070">備考</td><td data-bbox="547 152 603 1070">略</td></tr> <tr> <td data-bbox="603 152 1098 1070"> 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第3項の保育士登録及び福岡県の区域に係る児童福祉法第18条の28第2項の地域限定保育士登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 </td><td data-bbox="1098 152 1153 1070">2～4 略</td></tr> </tbody> </table> 4 略 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 い。 (1) 略 (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭	園児の区分	員数	備考	略	1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第3項の保育士登録及び福岡県の区域に係る児童福祉法第18条の28第2項の地域限定保育士登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	2～4 略
園児の区分	員数												
備考	略												
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第3項の保育士登録及び福岡県の区域に係る児童福祉法第18条の28第2項の地域限定保育士登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	2～4 略												
園児の区分	員数												
備考	略												
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第3項の保育士登録及び福岡県の区域に係る児童福祉法第18条の28第2項の地域限定保育士登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	2～4 略												

新	旧												
(3) 略 (学校教育法施行規則の準用) 第14条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼児連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。 (北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用) 第15条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第12条、第13条、第15条（第4項ただし書を除く。）、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条第7号、第47条（後段を除く。）並びに第51条の規定は、幼児連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句				(3) 略 (学校教育法施行規則の準用) 第14条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼児連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。 (北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用) 第15条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第12条、第13条、第15条（第4項ただし書を除く。）、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条第7号、第47条（後段を除く。）並びに第51条の規定は、幼児連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句			
読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句											

新		旧	
第6条第1項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。） 略		第6条第1項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。） 略	
2 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条の規定は、幼児連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項本文中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園		2 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条の規定は、幼児連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項本文中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園	

新	旧
児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備を兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。	児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備を兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	<u>第13条 削除</u>

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例新旧対照表（第4条関係）

新	旧
(職員の配置) 第5条 略 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子ども数は、<u>30人</u>以下を原則とする。 (管理運営等) 第11条 略 2～14 略 15 <u>認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等</u>をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	(職員の配置) 第5条 略 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子ども数は、<u>35人</u>以下を原則とする。 (管理運営等) 第11条 略 2～14 略

北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条の2 <u>乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等という。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	

議案第 1 1 0 号

北九州市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例について
北九州市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等の基準を定める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(登録等に関する基準)

第4条 前条及び次条に定めるもののほか、一時保護委託者の登録等に関する基準は、法第34条の22第3項に規定する内閣府令で定める基準によるものとする。

(暴力団員等の排除)

第5条 登録一時保護委託者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 当該登録一時保護委託者（その者が法人である場合にあっては、その役員等（法第34条の15第3項第4号ニに規定する役員等をいう。第4号において同じ。））又は当該登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下この条において「登録一時保護委託施設」という。）の管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号及び第3号においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等をその登録一時保護委託施設の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。

- (3) 暴力団員等によりその登録一時保護委託施設の運営が支配を受けていると認められること。
- (4) 当該登録一時保護委託者（その者が法人である場合にあっては、その役員等を含む。次号において同じ。）又は当該登録一時保護委託施設の管理者が、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 当該登録一時保護委託者又は当該登録一時保護委託施設の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 1 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立農家年長者創作活動施設島郷親和苑を廃止するため、関
係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和４７年北九州市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１の農家年長者創作活動施設の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新					旧				
別表第 1（第 3 条関係）					別表第 1（第 3 条関係）				
施設の種類	目的又は事業	名称	位置		施設の種類	目的又は事業	名称	位置	
略					略				
農家年長者創作活動施設	農家年長者の相互交流の促進と生活改善を図り、もって農業の振興に寄与する。	北九州市立農家年長者創作活動施設島郷親和苑	北九州市若松区二島五丁目 1 6 番 1 9 号		農家年長者創作活動施設	農家年長者の相互交流の促進と生活改善を図り、もって農業の振興に寄与する。	北九州市立農家年長者創作活動施設島郷親和苑	北九州市若松区二島五丁目 1 6 番 1 9 号	

議案第 1 1 2 号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正について

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適
用する地区整備計画区域を変更する等のため、関係規定を改める必要がある
ので、この条例案を提出する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成４年北九州市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第８条本文中「又は隣地境界線」を「、隣地境界線又は地区整備計画区域の区域境界線（以下「道路境界線等」という。）」に改める。

別表第２中

「建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度」を

「建築物の外壁等の面から道路境界線等までの距離の最低限度」に

改め、同表の曽根地区地区整備計画区域の項中

「次に掲げる建築物以外のもの
（１） 共同住宅（地区整備計画区域内で業務に従事する者又は医療・生活Ａ地区内若しくは医療・生活Ｂ地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。）
（２） 寄宿舍（老人福祉法第５条の２第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者総合支援法第５条第１８項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は地区整備計画区域内で業務に従事する者若しくは医療・生活Ａ地区内若しくは医療・生活Ｂ地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。）
（３） 学校、図書館その他これらに類するもの
（４） 研修所又は研究所
（５） 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する

もの (6) 診療所又は病院 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 薬局の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの (9) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートル以内のもの (1 0) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (1 1) 前各号の建築物に付属するもの	
次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅（１階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものに限る。） (2) 寄宿舍（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者総合支援法第 5 条第 1 8 項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は地区整備計画区域内で業務に従事する者若しくは医療・生活 A 地区内若しくは医療・生活 B 地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。） (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 研修所又は研究所 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 診療所又は病院 (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3 , 0 0 0 平方メートル以内のもの (1 0) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3 , 0 0 0 平方メートル以内のもの (1 1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	

を

(1 2) ホテル又は旅館 (1 3) 巡査派出所、公衆電話 所その他これらに類する公益上 必要な建築物 (1 4) 令第 1 3 0 条の 6 に掲 げる工場 (1 5) 前各号の建築物に付属 するもの
次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 寄宿舍（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症 対応型老人共同生活援助事業若 しくは障害者総合支援法第 5 条 第 1 8 項に規定する共同生活援 助の用に供するもの又は地区整 備計画区域内で業務に従事する 者の居住の用に供するものに限 る。） (4) 集会所又は公民館 (5) 老人ホーム、保育所、福 祉ホームその他これらに類する もの (6) 診療所又は病院 (7) 老人福祉センター、児童 厚生施設その他これらに類する もの (8) 店舗、飲食店その他これ らに類する用途に供するもので その用途に供する部分の床面積 の合計が 1 , 5 0 0 平方メート ル以内のもの (9) 事務所その他これに類す る用途に供するものでその用途 に供する部分の床面積の合計が 1 , 5 0 0 平方メートル以内の もの (1 0) 巡査派出所、公衆電話 所その他これらに類する公益上 必要な建築物 (1 1) 令第 1 3 0 条の 6 に掲 げる工場 (1 2) 前各号の建築物に付属 するもの
次に掲げる建築物以外のもの (1) 病院 (2) 共同住宅又は寄宿舍で地 区内にある病院の業務に従事す る者の居住の用に供するもの (3) 前 2 号の建築物に付属す るもの

(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その 他これらに類する用途を兼ねる もの

(3) 下宿 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（薬局の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。） (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) ホテル又は旅館 (7) 公衆浴場 (8) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (9) 自動車教習所 (10) 畜舎 (11) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (12) 工場 (13) 自動車修理工場 (14) 自動車車庫 (15) 倉庫 (16) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (17) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅（1階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものを除く。） (4) 下宿 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 自動車教習所 (7) 畜舎 (8) 令第130条の6に掲げる工場以外の工場 (9) 自動車修理工場 (10) 自動車車庫 (11) 倉庫 (12) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
(1) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (2) 下宿 (3) 学校、図書館その他これらに類するもの（集会所及び公

民館を除く。)
(４) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が１，５００平方メートルを超えるもの
(５) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が１，５００平方メートルを超えるもの
(６) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(７) ホテル又は旅館
(８) 公衆浴場
(９) 自動車教習所
(１０) 畜舎
(１１) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
(１２) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
(１３) カラオケボックスその他これに類するもの
(１４) 令第１３０条の６に掲げる工場以外の工場
(１５) 自動車修理工場
(１６) 自動車車庫
(１７) 倉庫
(１８) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの
(１９) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
(１) 住宅
(２) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
(３) 下宿
(４) 学校、図書館その他これらに類するもの
(５) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの
(６) 事務所その他これに類する用途に供するもの
(７) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(８) ホテル又は旅館
(９) 公衆浴場
(１０) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
(１１) 診療所
(１２) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

に、

(1 3)	自動車教習所
(1 4)	畜舎
(1 5)	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
(1 6)	工場
(1 7)	自動車修理工場
(1 8)	自動車車庫
(1 9)	倉庫
(2 0)	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物
(2 1)	税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの
(2 2)	危険物の貯蔵又は処理に供するもの

次に掲げる建築物以外のもの (1) 研究所又は工場（いずれも重点的に企業立地を促進する必要がある業種として市長が別に定める業種に属する事業のための施設に限る。） (2) 倉庫業を営む倉庫（物資の流通の効率化に関する法律第 6 条第 1 項の規定により認定を受けた同項の総合効率化計画に記載された同法第 4 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に限る。） (3) 寄宿舍（新産業 A 地区内又は新産業 B 地区内で業務に従事する者の居住の用に供するものに限る。） (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に付属するもの (6) 前各号に掲げるもののほか、新産業 A 地区及び新産業 B 地区の土地の利用状況等に照らし、支障がないと市長が認める研究所、工場、倉庫業を営む倉庫その他これらに類するもの					外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線までの距離
					外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている隣地境界線までの距離

を

(1) 住宅					外壁等の面から市道曾根 2 2 3 号線の道路境界線までの距離
(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの					
(3) 共同住宅又は下宿					
(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの					
(5) 事務所その他これに類する用途に供するもの					外壁等の面から医

(6)	図書館その他これに類するもの					療・生活 A地区の 区域境界 線又は医 療・生活 C地区の 区域境界 線までの 距離
(7)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの					
(8)	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの					
(9)	公衆浴場					
(10)	診療所					
(11)	老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの					
(12)	自動車教習所					
(13)	畜舎					
(14)	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設					
(15)	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの					
(16)	カラオケボックスその他これに類するもの					
(17)	自動車車庫					
(18)	税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの					
(19)	危険物の貯蔵又は処理に供するもの					
(20)	産業廃棄物処理施設					

に、

新産業B地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 研究所又は工場（いずれも重点的に企業立地を促進する必要がある業種として市長が別に定める業種に属する事業のための施設に限る。） (2) 倉庫業を営む倉庫（物資の流通の効率化に関する法律第6条第1項の規定により認定を受けた同項の総合効率化計画に記載された同法第4条第3号に規定する特定流通業務施設に限る。） (3) 寄宿舍（研究所、工場又は倉庫業を営む事業所の従業員の居住の用に供するものに限る。） (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に付属するもの (6) 前各号に掲げるもののほか、新産業A地区及び新産業B地区の土地の利用状況等に照らし、支障がないと市長が認める					外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている隣地境界線までの距離	20メートル	(1) 工場等に付属する守衛室等で管理又は保安のための用途に供する施設 (2) 自転車駐車場			
--------	---	--	--	--	--	-----------------------------------	--------	---	--	--	--

を

	研究所、工場、倉庫業を営む倉庫その他これらに類するもの										
--	-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

新産業B地区	(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅又は下宿 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5) 事務所その他これに類する用途に供するもの (6) 図書館その他これに類するもの (7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (9) 公衆浴場 (10) 診療所 (11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (12) 自動車教習所 (13) 畜舎 (14) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (16) カラオケボックスその他これに類するもの (17) 自動車車庫 (18) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (19) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (20) 産業廃棄物処理施設					外壁等の面から医療・生活C地区の区域境界線までの距離	20メートル	(1) 工場等に付属する守衛室等で管理又は保安のための用途に供する施設 (2) 自転車駐車場			
新産業C地区	次に掲げる建築物（第1号から第4号までに掲げる建築物にあっては、物資の流通の効率化に関する法律第4条第1号に規定する流通業務の用に供するものに限る。）以外のもの (1) 工場 (2) 倉庫 (3) 事務所 (4) 自動車車庫 (5) 前各号の建築物に付属するもの	10分の20		10分の6	500平方メートル	外壁等の面から医療・生活A地区の区域境界線又は医療・生活B地区の区域境界線までの距離	20メートル	(1) 工場等に付属する守衛室等で管理又は保安のための用途に供する施設 (2) 自転車駐車場	36メートル		

改め、同表の舞ヶ丘地区地区整備計画区域の産業施設A地区の項中「外壁等の

後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線」を「市道横代71号線の道路境界線（後退距離が定められている部分に限る。）又は北九州市立舞ヶ丘6号公園の境界である隣地境界線（後退距離が定められている部分に限る。）」に改め、同表の舞ヶ丘地区地区整備計画区域の産業施設B地区の項中

「	次に掲げる建築物以外のもの	10	10
	(1) 工場（法別表第2（る）	分の	分の
	項第1号に掲げる工場、同項第	20	6
	2号に掲げる危険物の貯蔵又は		
	処理に供するもので令第130		
	条の9で定めるもの及び産業廃		
	棄物処理施設を除く。）		
	(2) 研究所の用に供する事務		
	所		
	(3) 倉庫業を営む倉庫、貨物		
	利用運送事業の用に供する倉庫		
	若しくは一般貨物自動車運送事		
	業の用に供する倉庫又はこれら		
	に付属する事務所若しくは自動		
	車車庫		
	(4) 前3号の建築物に付属す		
	るもの		
	」		

を

「	(1) 住宅			
	(2) 共同住宅、寄宿舎又は下			
	宿			
	(3) 住宅で事務所、店舗その			
	他これらに類する用途を兼ねる			
	もの			
	(4) 店舗、飲食店その他これ			
	らに類する用途に供するもの			
	(5) 学校、図書館その他これ			
	らに類するもの			
	(6) 神社、寺院、教会その他			
	これらに類するもの			
	(7) 老人ホーム、保育所、福			
	祉ホームその他これらに類する			
	もの			
	(8) 公衆浴場			
	(9) 診療所			
	(10) 税務署、警察署、保健			
	所、消防署その他これらに類す			
	るもの			
	(11) 病院			
	(12) 老人福祉センター、児			
	童厚生施設その他これらに類す			
	るもの			
	(13) 自動車車庫			
	(14) ボーリング場、スケー			
	ト場、水泳場その他これらに類			
	する運動施設			
	(15) ホテル又は旅館			
	(16) 自動車教習所			
	(17) 畜舎			
	」			

に

(1 8)	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
(1 9)	カラオケボックスその他これに類するもの			
(2 0)	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの			
(2 1)	キャバレー、料理店その他これらに類するもの			
(2 2)	産業廃棄物処理施設			

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新	旧
(建築物の外壁等の位置) 第8条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線、隣地境界線又は地区整備計画区域の区域境界線（以下「道路境界線等」という。）までの距離は、別表第2のカ（ア）欄の区分に従い、それぞれ同表のカ（イ）欄に掲げる数値以上でなければならない。ただし、同表のカ（ウ）欄に掲げる建築物の部分を除く。	(建築物の外壁等の位置) 第8条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第2のカ（ア）欄の区分に従い、それぞれ同表のカ（イ）欄に掲げる数値以上でなければならない。ただし、同表のカ（ウ）欄に掲げる建築物の部分を除く。

新											旧										
別表第2（第4条―第10条関係）											別表第2（第4条―第10条関係）										
地区整備計画区域の名称		ア		イ		ウ		エ		オ		カ		キ		ク		ケ			
		建築してはならない建築物		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		建築物の敷地面積の最低限度		建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度		建築物の面積の最低限度			
略																					
曽根地区整備計画区域																					
次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅（地区整備計画区域内で業務に従事する者又は医療・生活A地区内若しくは医療・生活B地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。） (2) 寄宿舍（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する共同生活援助の用に供するもの又は地区整備計画区域内で業務に従事する者若しくは医療・生活A地区内若しくは医療・生活B地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。）																					

新											旧										
別表第2（第4条―第10条関係）											別表第2（第4条―第10条関係）										
地区整備計画区域の名称		ア		イ		ウ		エ		オ		カ		キ		ク		ケ			
		建築してはならない建築物		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		建築物の敷地面積の最低限度		建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度		建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最高限度		建築物の面積の最低限度			
略																					
曽根地区整備計画区域																					
(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 下宿 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（薬局の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。） (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) ホテル又は旅館 (7) 公衆浴場 (8) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (9) 自動車教習所																					

新	旧				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="236 105 1177 1111"> (10) 畜舎 (11) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (12) 工場 (13) 自動車修理工場 (14) 自動車庫 (15) 倉庫 (16) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (17) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの </td><td data-bbox="1177 105 1407 1111"> 医療・生活B地 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅（1階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものに限る。） </td></tr> </table>	(10) 畜舎 (11) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (12) 工場 (13) 自動車修理工場 (14) 自動車庫 (15) 倉庫 (16) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (17) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	医療・生活B地 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅（1階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものに限る。）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="236 1111 1177 2121"> (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 研究所又は研究所 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所又は病院 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 薬局の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの (9) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの (10) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (11) 前各号の建築物に付属するもの </td><td data-bbox="1177 1111 1407 2121"> 医療・生活B地 次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅（1階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものに限る。） </td></tr> </table>	(3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 研究所又は研究所 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所又は病院 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 薬局の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの (9) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの (10) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (11) 前各号の建築物に付属するもの	医療・生活B地 次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅（1階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものに限る。）
(10) 畜舎 (11) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (12) 工場 (13) 自動車修理工場 (14) 自動車庫 (15) 倉庫 (16) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (17) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	医療・生活B地 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅（1階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものに限る。）				
(3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 研究所又は研究所 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所又は病院 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 薬局の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの (9) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの (10) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (11) 前各号の建築物に付属するもの	医療・生活B地 次に掲げる建築物以外のもの (1) 共同住宅（1階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものに限る。）				

新	旧
区 途に供するものを除く。 (4) 下宿 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 自動車教習所 (7) 畜舎 (8) 令第130条の6に掲げる工場以外の工場 (9) 自動車修理工場 (10) 自動車庫 (11) 倉庫 (12) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (13) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	区 (2) 寄宿舍（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する共同生活援助の用に供するものは地区整備計画区域内で業務に従事する者若しくは医療・生活A地区内若しくは医療・生活B地区内の学校に通学する者の居住の用に供するものに限る。） (3) 学校、図書館その他これらに類するもの (4) 研修所又は研究所 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 診療所又は病院 (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの (10) 事務所その他

[illegible]

新	旧
るものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (7) ホテル又は旅館 (8) 公衆浴場 (9) 自動車教習所 (10) 畜舎 (11) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (12) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (13) カラオケボックスその他これに類するもの (14) 令第130条の6に掲げる工場以外の工場 (15) 自動車修理工場 (16) 自動車庫 (17) 倉庫 (18) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (19) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	館 (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所又は病院 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの (9) 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの (10) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (11) 令第130条の6に掲げる工場 (12) 前各号の建築物に付属するもの

新	旧
医 療 地 区 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (6) 事務所その他これに類する用途に供するもの (7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8) ホテル又は旅館 (9) 公衆浴場 (10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (11) 診療所 (12) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (13) 自動車教習所 (14) 畜舎 (15) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (16) 工場 (17) 自動車修理工	医 療 地 区 次に掲げる建築物以外のもの (1) 病院 (2) 共同住宅又は寄宿舎で地区内にある病院の業務に従事する者の居住の用に供するもの (3) 前2号の建築物に付属するもの

新		旧	
場 (18) 自動車庫 (19) 倉庫 (20) 巡査派出所、 公衆電話所その他これ らに類する公益上必要 な建築物 (21) 税務署、警察 署、保健所、消防署そ の他これらに類するも の (22) 危険物の貯蔵 又は処理に供するもの			
新 産 業 A 地 区	(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、 店舗その他これらに類 する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅又は下 宿 (4) 店舗、飲食店そ の他これらに類する用 途に供するもの (5) 事務所その他こ れに類する用途に供す るもの (6) 図書館その他こ れに類するもの (7) 神社、寺院、教 会その他これらに類す るもの (8) 老人ホーム、保 育所、福祉ホームその 他これらに類するもの (9) 公衆浴場 (10) 診療所 (11) 老人福祉セン	外壁等 の面か ら市道 曽根2 号 線の道 路境界 線まで の距離 外壁等 の面か ら医療 ・生活 A地区 の区域 境界線 又は医 療・生 活C地 区の区 域境界 線まで の距離	外壁等 の面か ら外壁 等の後 退距離 が定め られて いる道 路境界 線まで の距離 外壁等 の面か ら外壁 等の後 退距離 が定め られて いる隣 地境界 線まで の距離

新					旧				
ター、児童厚生施設その他のこれらに類するもの (1 2) 自動車教習所 (1 3) 畜舎 (1 4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他のこれらに類する運動施設 (1 5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他のこれらに類するもの (1 6) カラオケボックスその他のこれらに類するもの (1 7) 自動車庫 (1 8) 税務署、警察署、保健所、消防署その他のこれらに類するもの (1 9) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (2 0) 産業廃棄物処理施設					略				
新					旧				
産	(1) 住宅	外壁等	2 0メ	(1) 工					
業	(2) 住宅で事務所、店舗その他のこれらに類する用途を兼ねるもの	の面か	ートル	場等に付					
B	(3) 共同住宅又は下宿	ら医療		属する守					
地	(4) 店舗、飲食店その他のこれらに類する用途に供するもの	・生活		衛室等で					
区	(5) 事務所その他のこ	C地区		管理又は					
		の区域		保安又は					
		境界線		保安のため					
		までの		の用途					
		距離		に供する					
				施設					
				(2) 自					

(4) 巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に付属するもの (6) 前各号に掲げるもののほか、新産業A地区及び新産業B地区の土地の利用状況等に照らし、支障がないと市長が認める研究所、工場、倉庫業を営む倉庫その他これらに類するもの					略				
新					旧				
産	次に掲げる建築物以外のもの (1) 研究所又は工場	外壁等	2 0メ	(1) 工					
業	B いずれも重点的に企業立地を促進する必要がある業種として市長が別に定める業種に属する事業のための施設に限る。)	の面か	ートル	場等に付					
B	地 業立地を促進する必要	ら外壁		属する守					
地	区 がある業種として市長	等の後		衛室等で					
		退距離		管理又は					
		が定め		保安又は					
		られて		保安のため					
		いる隣		の用途					
		地境界		に供する					
		施設		施設					
		線まで		(2) 自					

新										旧									
又は処理に供するもの (20) 産業廃棄物処理施設 新 次に掲げる建築物 (第1号から第4号までに掲げる建築物にあっては、物資の流通の効率化に関する法律第4条第1号に規定する流通業務の用に供するものに限る。) 以外のもの (1) 工場 (2) 倉庫 (3) 事務所 (4) 自動車庫 (5) 前各号の建築物に付属するもの																			

新		旧	
	6号公園の境界である隣地境界線（後退距離が定められている部分に限る。）までの距離		
産業施設B地区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (5) 学校、図書館その他これらに類するものの (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (8) 公衆浴場 (9) 診療所 (10) 税務署、警察署、保健所、消防署そ	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げる工場、同項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9で定めるもの及び産業廃棄物処理施設を除く。） (2) 研究所の用に供する事務所 (3) 倉庫業を営む倉庫、貨物利用運送事業の用に供する倉庫若しくは一般貨物自動車運送事業の用に供する倉庫又はこれらに付属する事務所若しくは自動車庫 (4) 前3号の建築物	10分の6 10分の20

新	旧
略 の他にこれらに類するもの (11) 病院 (12) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (13) 自動車庫 (14) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (15) ホテル又は旅館 (16) 自動車教習所 (17) 畜舎 (18) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券売所、場外車券売場その他これらに類するもの (19) カラオケボックスその他これに類するもの (20) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (21) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (22) 産業廃棄物処理施設	略 に付属するもの 略
略	略

議案第 1 1 3 号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に係る葬祭補償の定額部分の額を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年北九州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第16条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（内払）

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の第16条の規定により支給されたもの又は北九州市消防団員等公務災害補償条例付則第37項の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の第16条の規定による葬祭補償の内払とみなす。

新	旧
(葬祭補償) 第16条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事したことにより死亡した場合においては、葬祭補償として葬祭を行う者に対して<u>33万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</u>	(葬祭補償) 第16条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事したことにより死亡した場合においては、葬祭補償として葬祭を行う者に対して<u>31万5,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</u>

議案第 1 1 4 号

高規格救急自動車の取得について
高規格救急自動車を次のとおり買入れる。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 高規格救急自動車を買入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
高規格救急自動車
- 2 数量
3 台
- 3 買入れ予定金額
1 億 2 , 3 7 5 万円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 1 5 号

普通消防ポンプ自動車（非常備用）の取得について
普通消防ポンプ自動車（非常備用）を次のとおり買い入れる。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 普通消防ポンプ自動車（非常備用）を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
普通消防ポンプ自動車（非常備用）
- 2 数量
4 台
- 3 買入れ予定金額
8, 5 8 0 万円

議案第 1 1 6 号

自然史・歴史博物館熱源改修工事請負契約の一部変更について

令和 8 年 2 月北九州市議会定例会において議決を経た自然史・歴史博物館熱源改修工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 自然史・歴史博物館熱源改修工事請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

8 億 1, 9 5 0 万円

変更契約金額

8 億 2, 3 9 1 万 7, 6 0 0 円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 7 号

門司港地域複合公共施設新築工事請負契約の一部変更について

令和 7 年 9 月北九州市議会定例会において議決を経た門司港地域複合公共施設新築工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 門司港地域複合公共施設新築工事請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

7 9 億 8, 6 0 0 万円

変更契約金額

8 1 億 2, 0 8 1 万 5 0 0 円

議案第 1 1 8 号

門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約の一部変更について

令和 7 年 9 月北九州市議会定例会において議決を経た門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 門司港地域複合公共施設新築電気工事請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

1 1 億 9, 9 0 0 万円

変更契約金額

1 3 億 1, 4 1 1 万 1, 7 0 0 円

議案第 1 1 9 号

門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約の一部変更について

令和 7 年 9 月北九州市議会定例会において議決を経た門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 門司港地域複合公共施設新築機械工事請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

2 0 億 3 , 5 0 0 万円

変更契約金額

2 0 億 8 , 4 4 9 万 7 , 8 0 0 円

議案第 120 号

町の区域の変更について

町の区域を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 戸畑区における開発行為に伴い、町の区域を変更する必要があるの
で、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

次の区域を戸畑区牧山五丁目に編入する。

区	町	地番
戸畑区	牧山海岸	1 の 1 から 1 の 3 まで及び 2 の 1 から 2 の 6 まで

町区域変更図



地方自治法（抜粋）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第 2 6 0 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 略

3 略

議案第 1 2 1 号

町の区域の変更について

町の区域を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

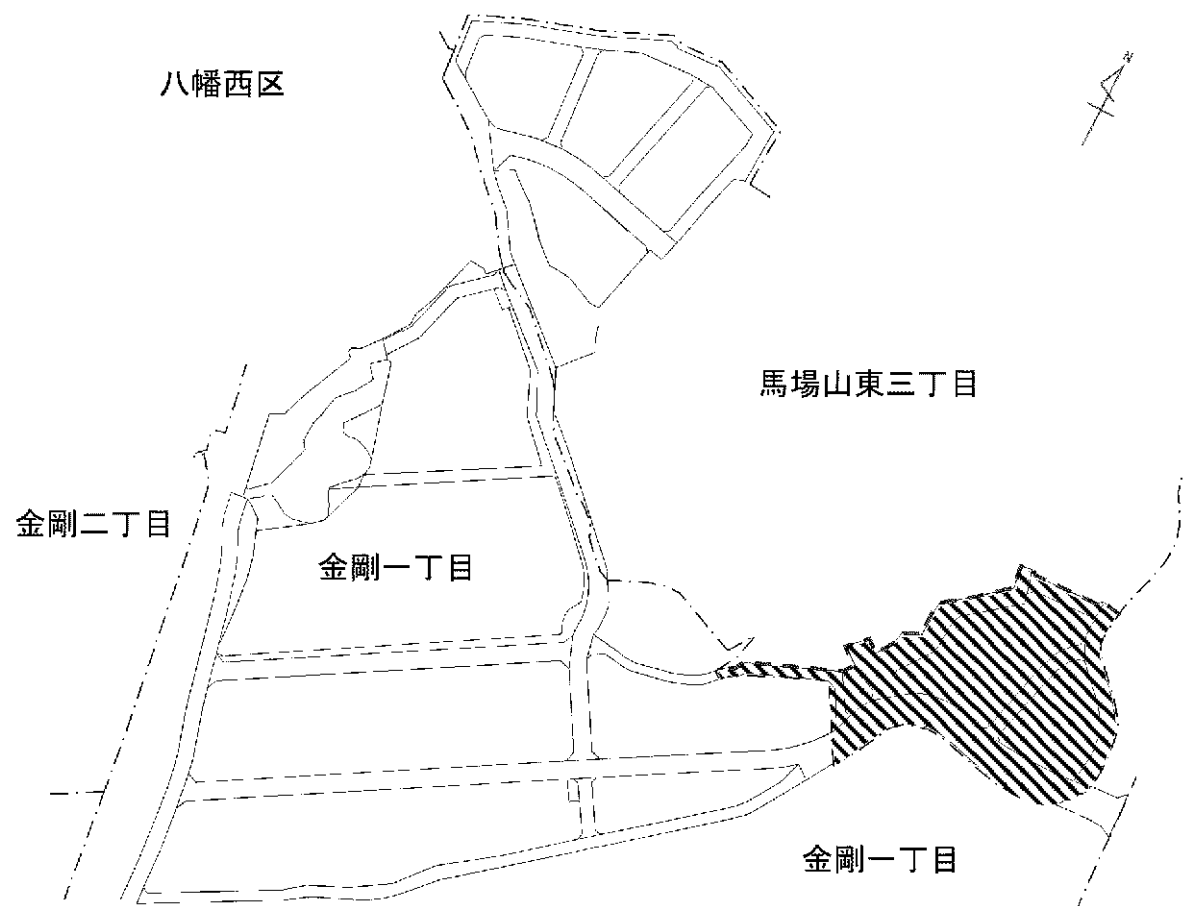
提案理由 北九州広域都市計画事業金剛土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域を変更する必要があるので、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

次の区域を八幡西区金剛一丁目に編入する。

区	町	地番
八幡西区	馬場山東三丁目	1 5 4 2 の 1 7 から 1 5 4 2 の 2 4 ま で、1 5 4 2 の 2 9、1 5 4 2 の 3 3 から 1 5 4 2 の 3 7 まで、1 5 4 2 の 4 2 から 1 5 4 2 の 4 4 まで、1 5 5 7 の 1、1 5 5 7 の 2、1 5 5 8 の 1 、1 5 5 8 の 3、1 5 5 8 の 4、1 5 6 1 の 2、1 5 6 2 の 2、1 5 7 9 の 2 9

町 区 域 変 更 図



(凡 例)

----- 新 境 界

- - - - - 現 境 界

 金剛一丁目に
編入する区域

(箇 所 図)



議案第 1 2 2 号

永黒団地第 1 工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約の
一部変更について

令和 6 年 2 月北九州市議会定例会において議決を経た永黒団地第 1 工区市営
住宅建替事業に係る設計・工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 永黒団地第 1 工区市営住宅建替事業に係る設計・工事請負契約につ
いて、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

1 3 億 6, 4 0 0 万円

変更契約金額

1 4 億 4, 2 4 9 万 6, 0 0 0 円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 2 3 号

土地の取得について

響灘臨海工業団地立地促進事業用地を次のとおり買い入れる。

令和 8 年 9 月 2 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 若松区響町一丁目に所在する土地を響灘臨海工業団地立地促進事業用地として買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

記

1 土地の地目及び所在地

雑種地

若松区響町一丁目 1 0 4 番 1 5

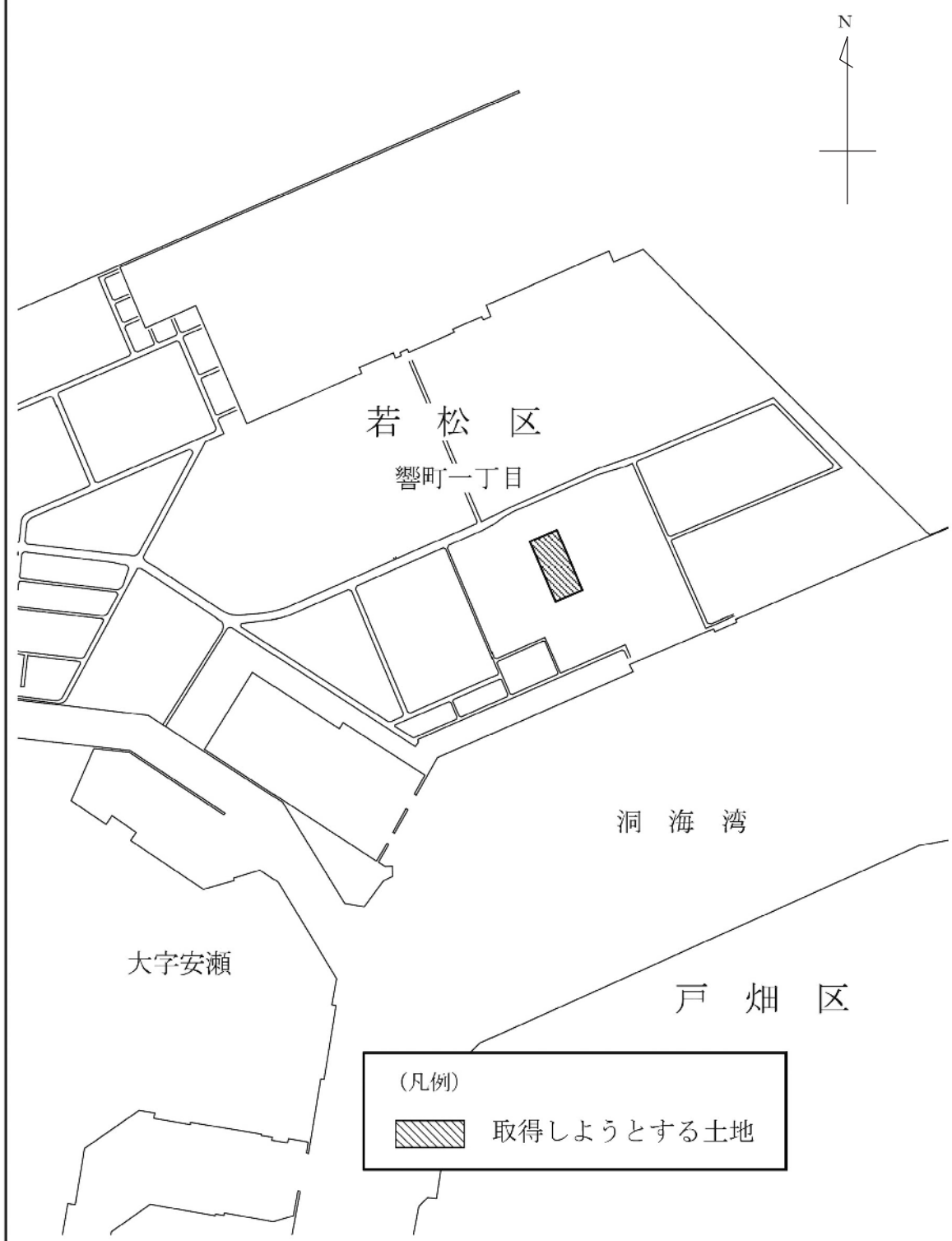
2 土地の面積

3 万 6 , 7 5 8 . 3 2 平方メートル

3 買入れ予定金額

7 億 1 , 6 9 6 万 3 , 4 1 5 円

取得土地の所在図



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

